

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 水道法施行規則の一部改正に伴い、2以上の事務所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能であることを明確化するための改正を行います。
- 2 能勢町との事業統合に伴い、豊能水道事業の名称を豊能地域水道事業に改めます。
- 3 大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程が令和6年10月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行います。
- 4 この条例は、令和6年3月31日、同年4月1日及び同年10月1日から施行します。